

東北大学「火山研究人材育成等支援事業」 社会人大学院生等支援学生募集要項

東北大学「火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）」では、火山研究分野以外で博士課程前期2年の課程（修士課程）を修了した者や、民間企業・自治体等で1年以上の勤務歴がある者が、大学院博士課程後期3年の課程（博士課程）へ進学又は編入学して火山研究を行うための支援を行います。具体的には、所属大学における研究活動を円滑に実施できるよう、博士論文研究に必要な物品費や調査旅費、研究成果公表費等を提供し、また研究に集中できるよう経済的支援を行うことにより、**博士号取得後に火山研究や火山防災の分野で即戦力となる火山研究者の育成を図ります。**

本事業による支援を希望する方は、以下の説明を熟読の上、申請してください。

1. 募集人員

若干名

2. 支援期間

採択決定日から原則、標準修業年限内まで（最大3年間）

3. 支援内容

（1）研究費 年額30万円（消耗品費、旅費等）

※競争的資金としてさらに研究費等を配分する場合がある。

※所属する法人や団体等から給与を得ている者、本事業以外のプロジェクト等から生活費相当額の支援を受けている者等は旅費を計上できない。

（2）学修・研修への参加旅費

※第4項に示す学修・研修等の参加のための旅費を支援する。

（3）研究奨励費（生活費支援金） 月額10万円

※研究奨励費は税法上雑所得として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。

※所属する法人や団体等から給与を得ている者、本事業以外のプロジェクト等から生活費相当額の支援を受けている者等は支援対象外とする。

4. 出願資格

火山研究分野以外で博士課程前期2年の課程（修士課程）を修了した者、または民間企業・自治体等で1年以上の勤務歴がある者であること。本事業の趣旨を理解し、火山や火山防災に関する研究活動に高い意欲と探究心を有するとともに、博士学位を取得し、当該研究分野において中核的な役割を担う自覚と意欲を有する者で、研究費等受給開始時に博士課程後期3年の課程の1年次から3年次に在籍し、日本国籍を有する者とする。

5. 重複受給の制限

以下に掲げる経済的支援等を受けている者は、本事業による旅費〔第3項(1)の研究費に計上する旅費並びに第3項(2)の学修・研修への参加旅費〕及び研究奨励費〔第3項(3)〕を受給することができない。

- 一 所属する大学及び国等の公的機関からの奨学金等（1年間で180万円以上）を受給している者
- 二 所属する大学から教育研究支援経費を受給している者
- 三 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として研究奨励金を受給している者

四 企業、大学または民間団体等から、本事業による支援と同等以上の給与収入、役員報酬もしくは安定的な返還義務のない奨学金等の支援を受けている者（本事業を除く全ての収入の合計が、本事業採用からの1年間で180万円以上（月額15万円相当以上）とする）

五 その他前各号に掲げる者に準ずると認められる者

※そのほかの注意点は別紙1を参照のこと

6. 申請書類

次の出願書類一式を調べて、2026年9月17日（木）までに「即戦力となる火山人材育成プログラム事務局」（sokusen-kazanjimu@grp.tohoku.ac.jp）にメールで提出すること。書類はpdfとして送付のこと。

（1）申請書（様式1）

（2）指導教員の推薦書（自由形式、A4用紙1枚以内）

7. 選抜方法

申請書類をもとに審査する。必要に応じ、面接を実施する。

8. 選考結果発表

採用者には、2026年9月末日までに事務局より通知する。

9. 採用者の義務

- （1）本事業の目的を十分に理解したうえで、提出した研究計画を踏まえ、受給者として相応しい態度で学業・研究に集中すること。なお、受給者として相応しくない行為があった場合には、支援を取りやめる場合がある。
- （2）毎月、所属確認報告書を提出するほか、年度終了時に学修及び研究の進捗状況並びに成果等について、本事業運営委員会に報告すること。
- （3）研究奨励費は税法上『雑所得』として扱われることから、確定申告により所得税を納税すること。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性が高いため、扶養者あるいは扶養者の職場等に確認し、必要な手続きを行うこと。
- （4）原則、配分された研究費は当該年度の3月末までに執行（物品の納品、出張等の完了等）すること。支払手続きの期限等については、所属大学の会計担当の指示に従うこと。
- （5）研究費の適切な使用のため、別途配付する「経費執行ハンドブック」を熟読するほか、本学の研究費不正使用防止コンプライアンス教育、研究倫理教育、JSTが指定する研究倫理教育 eラーニング等を受講し、適正な予算管理、執行を行うこと。
- （6）研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように、知的財産権の取扱いや秘密保持等に関しては、指導教員に確認すること。
- （7）本プロジェクトに採用された場合には、日本学術振興会の特別研究員へ申請することが強く望まれる。
- （8）採用者は、東北大学で開催される認定式（前期採用者は4月頃に、後期採用者は11月頃の成果報告シンポジウム期間内に開催予定）に出席すること。
- （9）本事業では、成果報告シンポジウム、eラーニング、火山ハザード対策研究人材育成プログラム等が提供するセミナー（アーカイブビデオ含む）、海外研修などの学修・研修機会を提供する。これらの機会に年間2回程度以上参加すること。

※本事業は国の補助により実施するため、国の方針等により、支援期間、支援内容に変更が生じる場合がある。

(別紙1)

※申請時に上記の重複受給の制限に該当する奨学金の受給、収入等がある場合でも、本事業採用後に辞退等ができる場合には、本事業に申請することは可能とする。

※授業料の補填を目的とした授業料相当額の奨学金は受給可能とするが、その金額は上記四項の180万円に算入する。

※本事業による支援は、研究に集中できる環境の提供を目的としているため、就職（任期の有無に依らず）やアルバイト（TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）・AA（アドミニストレイティブアシスタント）等を含む）に採用され、その時点から1年間の収入見込金額が180万円を超える場合は、就職または採用時に本事業による支援を辞退すること。また、年収等に依らず、研究活動に集中できない状況となった場合は、本事業による支援を辞退すること。場合によっては、研究奨励費等を遡って返還してもらう必要があるため、留意すること。

※別に受給している奨学金側で併給を認めていない場合には、その奨学金のルールに従う必要があるため、本事業による支援が決定した際には、その奨学金を辞退する等、適切に手続きすること。

※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることは可能とする。ただし、大学院博士課程で令和5年度以降に第一種奨学金を貸与された場合、本支援制度受給者は奨学金返還免除の対象者となることはできない。

※海外留学のための渡航費等の支援を目的とした奨学金等は、上記七項及び金額に依らず受給可能とする。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認すること。

※日本学術振興会の特別研究員へ申請中の場合も本事業に申請可能だが、特別研究員に採用された場合は、本事業による支援を辞退すること。

※本プロジェクトの支援対象者が研究活動に支障が無く、週19時間の範囲であれば、本学等よりTA・RA等の活動を行い、その対価を受給することは可能とする。ただし、給与や年金などを含め、上記七項の収入に算入し、収入金額等の合計金額が180万円以上となる場合は、本プロジェクトからの支援を辞退すること。参加学生は毎年の収入状況について報告すること。

※本プロジェクトに採用となった際には、「東北大学火山研究人材育成等支援事業研究奨励費等受給ハンドブック」を必ず確認すること。